

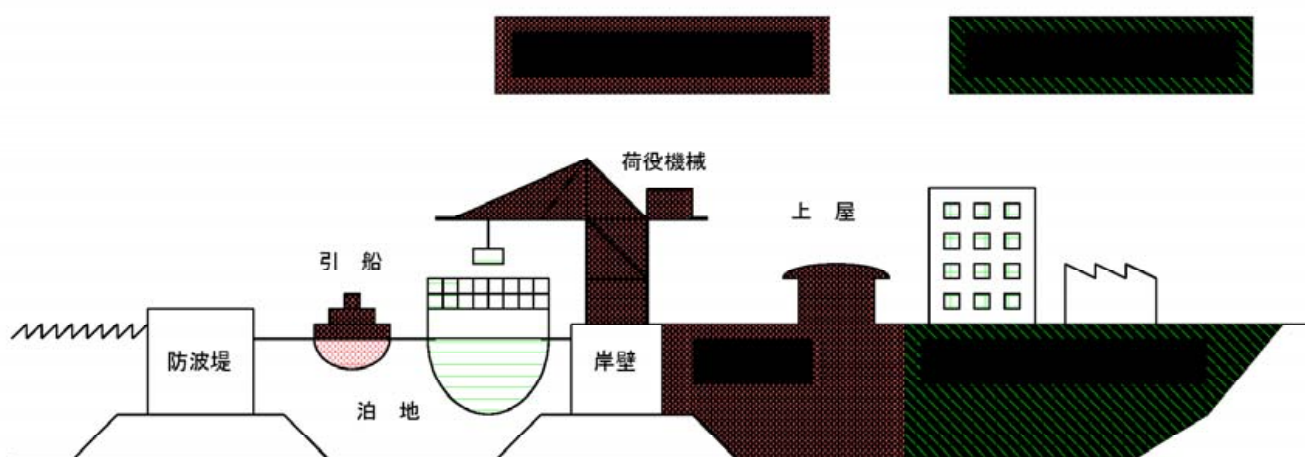
平成13年度 特定港湾施設整備事業基本計画（案）について

1. 港湾整備促進法に基づく特定港湾施設整備事業基本計画

特定港湾施設整備事業は、重要港湾又は港湾整備促進法施行令に定める地方港湾において港湾管理者が行う港湾施設の整備事業のうち、国費の負担又は補助の対象とならない上屋、荷役機械、引船、ふ頭用地、貯木場を整備する港湾機能施設整備事業並びに工業用地、都市再開発等用地の造成を行う臨海部土地造成事業で構成される。

国土交通大臣は、港湾整備促進法第3条第1項の規定に基づき会計年度ごとに交通政策審議会の議を経てその基本計画を定め、内閣の承認を得た上で当該事業に必要な資金の融通のあつ旋を行っている。

特定港湾施設整備事業説明図



注) 白抜きの施設は、港湾整備事業による。

2. 平成13年度 特定港湾施設整備事業基本計画（案）の概要

(1) 基本方針

① 港湾機能施設整備事業

国際競争力の強化と物流コストの削減等物流の効率化を図るための国際海上コンテナターミナル、また複合一貫輸送に対応するための内貿ターミナル等にかかる港湾機能施設の整備を計画的に進める。

② 臨海部土地造成事業

公共ふ頭の整備と連携した港湾関連用地、都市化の進展に対応した各種用地、地域の活力を支える産業等のための用地の造成を計画的に進める。